

---

## ■クレジットカードでいつの間にかリボ払いに…

---

クレジットカードのリボ払いは意図しない高額な手数料が発生することがあります。最近、「リボ払いにしたつもりがないのにいつの間にかリボ払いをしていた」という相談がありますので、国民生活センターの注意喚起を引用します。

【事例】私はクレジットカードを使う時、レジで必ず「一括払いで」と告げ、レシートに一括と書かれていることを確認していました。ところが、後から利用明細を見ると、心あたりのないリボ払いの手数料を取られていました。一括払いと指定したはずなのに、なぜリボ払いになったのでしょうか？

### 【回答】

リボ専用または自動リボ設定のクレジットカードを利用したため、レジで「一括払い」と告げても、自動的にリボ払いになったと考えられます。

質問事例のように、「意図しないリボ払い」によるトラブルが起きています。リボ払いは、月々の支払いを一定額に抑えることができる一方、支払いが長期化し手数料がかさむことがある支払い方法です。カードを新たに申し込む際は、支払い方法に関する説明をきちんと確認した上で、手続きをしましょう。また、会員規約や毎月の利用明細には必ず目を通し、不明点がある場合にはカード会社に問い合わせましょう。

【アドバイス】「意図しないリボ払い」によるトラブルを避けるため、カードの申込みの際は以下の点に注意しましょう。

#### （1）説明は最後まで確認し理解の上、申し込みましょう

リボ専用カードや自動リボ設定の説明では、年会費優遇やポイント付与など申込みの特典が強調され、消費者の目がこれらの有利な点に向きがちです。規約や表示など説明は最後までよく確認し、不明点があればカード会社に説明を求め、内容を十分に理解した上で申し込みましょう。

#### （2）リボ専用カードを見分けましょう

リボ専用カードは「リボ払い」「リボルビング方式（払い）」「ミニマムペイメント方式（払い）」などと記載されることがあります。「リボ専用カード」と明示されていない場合もあるため、注意しましょう。

#### （3）自動リボ設定になっていないか確認しましょう

カード会社によっては自動リボ設定などを愛称で記載していることがあります。すぐにはリボ払いと分からない場合もあるため、記載内容をよく確認しましょう。

参考：国民生活センター

[http://www.kokusen.go.jp/t\\_box/data/t\\_box-faq\\_qa2017\\_19.html](http://www.kokusen.go.jp/t_box/data/t_box-faq_qa2017_19.html)

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

-----  
☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

-----  
☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

-----  
～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

-----  
**【消費生活に関するご相談は・・・】**

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口**

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30

- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

---

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → [iness.csm@pref.oita.jp](mailto:iness.csm@pref.oita.jp) （メルマガ専用アドレス）